

山 監 査 第 5 1 号

平成30年（2018年）5月28日

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告書を次のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 山 根 雅 敏

山陽小野田市監査委員 松 尾 数 則

1 報告内容

別紙のとおり

2 報告書提出先

山陽小野田市長及び山陽小野田市議会

3 報告書提出年月日

平成30年5月28日

定期監査の結果に関する報告書

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、監査の結果に関する報告を下記のとおり決定した。

記

1 監査の種別

定期監査

2 監査の対象

建設部

土木課、都市計画課、下水道課及び建築住宅課

3 監査の期間

平成 30 年 5 月 9 日から平成 30 年 5 月 17 日まで

4 監査の方法

今回の監査は、平成 29 年度に執行された事務事業を対象に実施した。監査に当たっては、あらかじめ監査資料の提出を求め、関係書類を抽出し、調査するとともに、必要に応じて関係職員から事情を聴取し実施した。

5 監査の結果

監査した結果、次に掲げるものを除き、事務処理は適正になされているものと認められた。また、事務処理上の注意事項は、その都度関係職員に指摘している。

なお、監査結果に基づき又は監査結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

(1) 収入事務について（道路占用料）

ア 占用料の算定に一部誤りがある。関係法令等に基づき、事後処理を含め適切な処理をされたい。

イ 免除対象占用物件ではないにもかかわらず免除としているものがある。関係法令等に基づき、事後処理を含め適切な処理をされたい。

- ウ 占有期間が1月以上のものについて消費税が課されている。関係法令等に基づき、事後処理を含め適切な処理をされたい。
- エ 接地棒については、占有料を徴しないとされているが、当該年度においては占有料を徴しているものがある。関係法令等に基づき、事後処理を含め適切な処理をされたい。
- オ 道路占有許可において収入の原因の発生後、相当な期間が経過した後に調定されているものが多くある。適切な処理をされたい。

【土木課】